

## 宮崎市「事務事業の外部評価」 対応方針シート

チーム名	第3チーム	担当課名	農村整備課
事業番号	3-17	事務事業名	市単独土地改良事業

対応方針	現行どおり
------	-------

仕分け結果に対する考え方、今後の方針等
<p style="text-align: right; font-size: small;">※ ( )内の番号は、事業別判定結果シートの判定人からのコメント欄の番号に対応しています。</p> <p>以下の理由により現行どおりとするが、農業用施設不良箇所の早期整備補修により施設の長寿命化を図り、可能な限り計画性を持って本事業を効果的に実施する。</p> <p>(1) 土地改良区等は、農業用施設を継続的に使用しており、常に不良箇所の点検補修を行なっている。本事業は、地元のみで対応しきれない規模の早期整備補修を可能にするもので、早期補修により施設の長寿命化を図っている。(①)</p> <p>(2) 本事業は、小規模であること、緊急を要すること、制度事業では時間的に間に合わないことのいずれかに該当するものが対象であり、中長期的なプランによる施設整備は、国県の補助事業で対応している。(①)</p> <p>(3) 本事業は、事業費が10万円未満の事業については補助していない。これを超える事業については、農業用施設が防災や環境保全等の機能を持った公共性の高い施設であり、農家の経営が苦しい現状を踏まえ事業費の70%を補助し、補助率は、県の補助事業と同様に一律としている。(②)</p> <p>(4) 市が土地改良区等から事務委託を受ける場合や土地改良区等が自ら行う直営施工の場合のいずれも必要最小限の事務処理を行なっている。(③)</p> <p>(5) 市は、土地改良区等から要望のあった緊急かつ突発的な事態に随時対応している一方で、毎年、市全域の農業農村整備事業要望箇所調査等を行い、優先度を考慮した上で、本事業や県補助事業等を計画的に実施している。(④)</p>